

承認第11号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

木津川市長 谷口 雄一

記

令和6年度木津川市一般会計補正予算第4号について

令和 6 年度

一般会計補正予算第 4 号

京都府木津川市

令和 6 年度 木津川市一般会計補正予算第 4 号

令和 6 年度木津川市の一般会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,555 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,293,160 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 1 日専決

木津川市長 谷口 雄一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
16 府支出金	
	3 委託金
歳入合計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
2,681,882	48,555	2,730,437
127,092	48,555	175,647
34,244,605	48,555	34,293,160

歳出

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
歳出合計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
2,814,027	48,555	2,862,582
47,090	48,555	95,645
34,244,605	48,555	34,293,160

令和 6 年度

予算に關する説明書

(一般会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
16 府支出金	2,681,882
歳入合計	34,244,605

(単位:千円)

補正額	計
48,555	2,730,437
48,555	34,293,160

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,814,027	48,555	2,862,582
歳出合計	34,244,605	48,555	34,293,160

(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
48,555	0	0	0
48,555	0	0	0

2 歳入

16 款 府支出金 3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	124,216	48,555	172,771
計	127,092	48,555	175,647

3 歳出

2 款 総務費 4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国府支出金	地方債	
3 衆議院議員選挙費	0	48,555	48,555	48,555		
	(特定財源内訳)			48,555		
	衆議院議員総選挙事務費府委託金					
計	47,090	48,555	95,645	48,555	0	0

(単位：千円)

区分	金額	説 明
4 選挙費委託金	48,555	衆議院議員総選挙事務費府委託金

令和6年度木津川市一般会計補正予算第4号（専決処分） について（概要）

総務部財政課

令和6年度補正予算第4号は、第50回衆議院議員総選挙の事務執行経費を緊急に予算措置する必要があったため、補正予算を編成し専決処分を行ったものである。

予算の概要

1 補正予算の規模

補正前 342億4,460万5,000円

補正額 4,855万5,000円 (0.14%増)

補正後 342億9,316万0,000円

2 専決処分日 令和6年10月1日

3 予算の内容

【歳入】

◎府支出金

衆議院議員総選挙事務費府委託金 4,855万5,000円

【歳出】

◎総務費・選挙費

衆議院議員選挙事業費 4,855万5,000円